

職員の懲戒処分について

下記のとおり、職員の懲戒処分を行いました。

記

被 処 分 者	(1) 所 属 行 財 政 局 付 (事 案 発 生 時 : 環 境 政 策 局 南 部 ま ち 美 化 事 務 所) (2) 年 齢 ・ 性 別 4 7 歳 ・ 男 性 (3) 職 位 ・ 職 種 係 長 ・ ご み 運 転 手
処 分 日	令 和 5 年 5 月 1 2 日
処 分 内 容	戒 告
事 案 概 要	被処分者は以下の場面においてパワーハラスメントに当たる威圧的な発言を行った。 1 令和4年8月、同僚職員Aとの間で、業務の進め方に意見の食い違いが生じた際。 2 同年同月、直属の部下であった作業長Bに対し、業務に関する指摘を行った際。 3 令和3年6月頃以降、直属の部下であった作業長Cに対し、業務に関する指摘を行った際。
備 考	上記事案に対する管理監督責任として、事案発生時の南部まち美化事務所長及び同事務所次長に対し、市長から文書による厳重注意を行った。